

神流町立中里中学校 いじめ防止基本方針

I. いじめ防止等の対策の基本的な考え方

1. いじめの基本的な認識（定義）

「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ防止基本方針」「神流町いじめ防止基本方針」を受けて、いじめに対する基本的な認識を以下のとおりとする。

本校では、このいじめに対する基本的な認識を全教職員が共有し、いじめのない温かい人間関係を作りあげる努力を、全教育活動を通じて推進していく。

- (1)いじめは、生徒に対して、一定の人間関係にあるものから、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものである。いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- (2)いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (3)いじめは、人間として絶対に許されない、卑怯な行為であり、重大な人権侵害であるとともに、時としては、犯罪行為である。
- (4)いじめの根絶は、学校だけでなく、生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となり取り組むことにより、完結するものである。
- (5)いじめの根絶は、学校、家庭、地域、関係する機関等が協力し、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

2. いじめ問題に関する自校の課題

(1)学校経営上の課題

今まで、学校経営的視点で、「いじめの根絶」に関する重点目標の位置づけがなかった。そのため、教師が各々の感覚で指導にあたっていたため、教師によって指導に温度差が出てしまっていた。教師が同一歩調で指導にあたるためにも具体的な目標の位置づけが必要である。

(2)教職員の意識の課題

教職員の中には、「本校にはいじめはない」「自分の学級にはいじめはない」という何の根拠もない過信を持ってしまっている教師がいる。いじめアンケートなどを通して、学校や学級の本当の実態を把握していく必要がある。また、日頃から、生徒の言動に注意して細かな変化を見逃さないようにし、教師間の情報交換を密にしていく必要がある。

(3)家庭・地域の課題

いじめを根絶しようとする地域の盛り上がりがない。また、いじめ防止を積極的に啓発する学校側の動きも少なかった。地域・家庭の様子を把握する取り組みが少ないために、学校の外での生徒の状況を知る機会が少ない。学校と地域・家庭での情報交換の仕方をもっと密にする必要がある。

(4)生徒の課題

人権意識が乏しく、未熟な生徒が多く存在すること。いじめをしてはいけないということは分かっているが、何がいじめになるのかが分かっていない生徒が多い。そのため、自分のしていることがいじめとは認識できずに周りの人間に嫌な思いをさせてしまうことがある。学校生活のあらゆる場面を通して「いじめとは何か」を具体的に考えてさせていく必要がある。

3. 学校の目標といじめ防止等の取組の関連性

(1) 学校教育目標への位置づけ

校長が示す学校教育目標・経営方針に「いじめの根絶」を明示する。

学校教育の究極の目標は「人格の完成」にある。その達成に向けて全教職員で教育を進めている。そこでは、一人ひとりがかかけがない存在として尊敬され、自尊感情が満たされるような学校生活を送ることが重要である。このことを指導の重点として経営方針に明記し、周知徹底する。

(2) 人権意識を持った生徒の育成

他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことが重要である。

(3) 教員意識の高揚

教職員に「いじめを絶対に許さない」という意識を徹底させ、児童・生徒に毅然とした態度で向き合うようにする。教師が生徒に寄り添い、信頼関係を築くように心がけるとともに、規律が確保された環境づくりがいじめ防止に役立つのである。

(4) 家庭地域との連携・協力

いじめに対応するには、学校だけの取り組みでは限界がある。教育再生実行会議第一次提言にもあるように「学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く」ことを目指す。

4. いじめ防止のための校内組織

(1) いじめ防止の対策のための組織（いじめ対策委員会）

構 成 員	役 割
校長・教頭	・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮 ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成 ・学校通信や学校のWebページ等を有効に活用し、学校がいじめ防止等の取組について情報発信
教務主任	・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的な管理
生徒指導主事	・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間で共通理解 ・いじめ問題に関する情報収集と記録 ・関係機関との連絡・調整 ・生徒指導部会の実施
教育相談主任	・教育相談実施状況報告 ・気になる生徒への対応の提案 ・スクールカウンセラーとの面談計画の提案、調整
養護教諭	・保健室における相談状況等報告 ・保健室の活用についての提案
学年主任	・いじめに関するアンケートの集約・学年の状況報告 ・いじめ防止活動についての学年の取組を提案、報告
スクールカウンセラー	・加害・被害生徒や保護者への対応、学校の相談態勢へのアセスメント

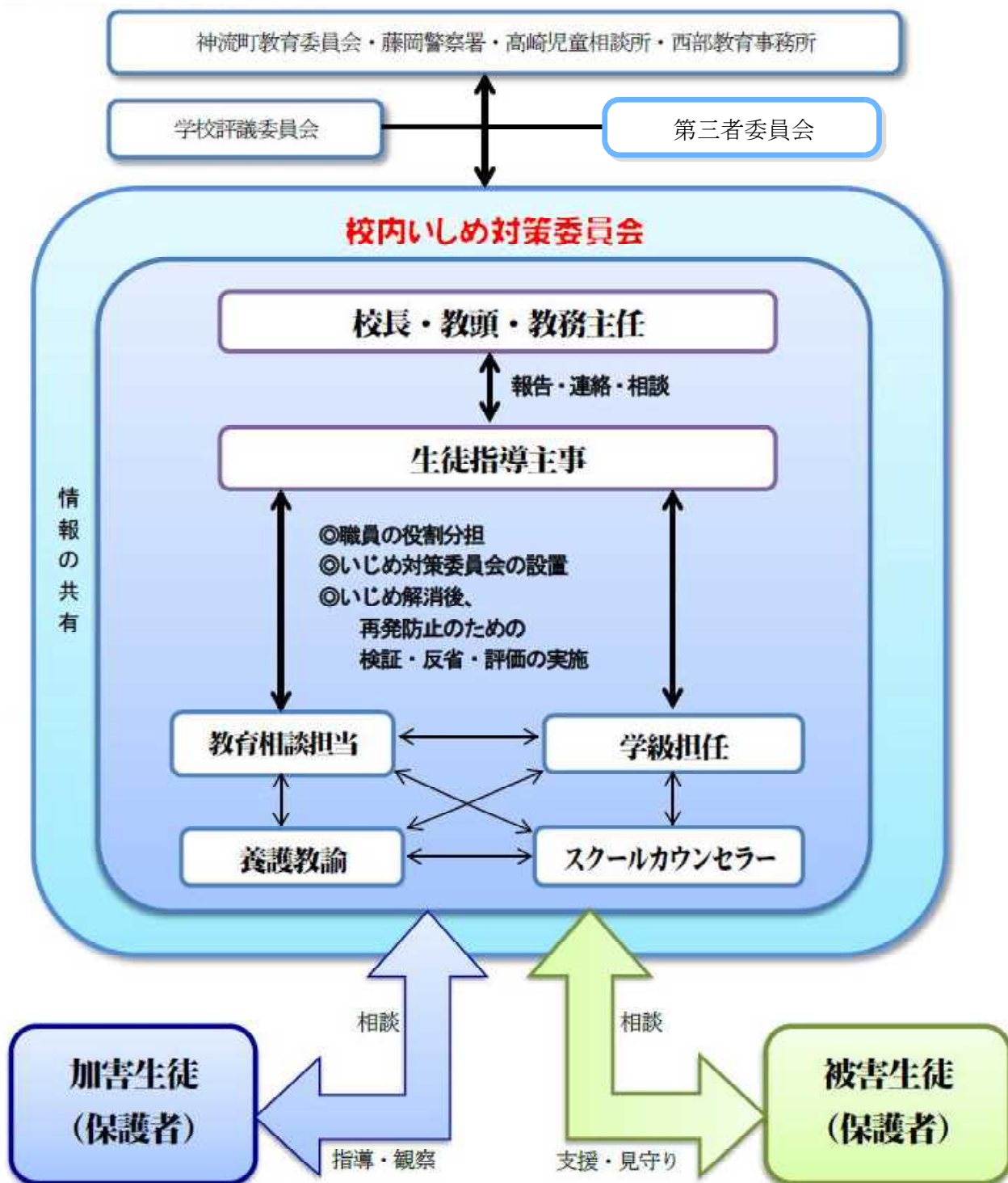
※校医、スクールサポーター、民生児童委員、人権擁護委員等、実態に応じて構成員を追加

(2)組織の主な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめ相談・通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いの情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識していなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応する。

(3)いじめ対策委員会対応図



5. いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取組内容	取組上の留意点
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の対策のための組織の設置 ○第1回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査① ○いじめ防止に関する年間計画の共通理解 ○学校間、学年間の情報交換、指導引き継ぎ ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者への「学校基本方針」の説明、相談窓口の周知 ○学年懇談会で「いじめ問題」の話合いを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員が学校基本方針を、共通理解する ・保護者、地域の方々にもいじめ防止等の取組について理解してもらえよう、保護者会や、学校通信、Webページ等で周知を図る
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査② 《春のいじめ防止強化月間》 ○学級活動「いじめが心身に及ぼす影響」 ○生徒会中心のいじめ防止活動の実施 (いじめ意識アンケート、あいさつ運動等の実施) ○教育相談の実施(担任による二者面談、スクールカウンセラーによる面談：進級に係る生徒の実態把握) ○学校行事(尾瀬学校、東京体験学習等)を通じた人間関係づくり ○校内研修「いじめ問題の学校の組織的対応の在り方」 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ意識アンケートを作成したり、集計したりする中で生徒に、いじめ問題は自分たちの問題であることを意識させる ・スクールカウンセラーの活用 ・新型コロナウイルス感染症は誰でも感染するリスクがあることを理解させ、感染者やその家族への偏見や差別が起こらないようにさせる
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査③ ○前期人権学習週間 《いじめ防止フォーラム》 ○地区の全小中高校生の学校代表者等により開催(実践意見交換) ※生徒会が中心となって作成したアンケートの活用 ○校内研修「研究授業①」 ○学級状況の調査・検証①(学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙等の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フォーラムの内容は学校の全生徒に周知されるようにする ・授業を通じた人間関係づくりの視点から授業公開を行い、授業の在り方を考える
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査④ ○学校評価の実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を行い、教職員の取組の振り返りや、保護者や地域からの評価の集計を行う
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑤ ○学校基本方針の見直しと12月までの取組について検討 ○校内研修「学校行事における人間関係づくりについて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果を基に、取組全体の見直しや、今後の取組について検討を行い、夏休み以降の計画を修正する
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑥ ○夏休み明けの教育相談の実施(担任と生徒で二者面談。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握を行い、いじめの未然防止や早期発見に役立たせる

	<p>必要に応じて，スクールカウンセラーを活用) ○学校行事（体育祭等）を通した人間関係づくり</p>	
10月	<p>○第7回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑦ ○学校行事（水明祭）を通した人間関係づくり ○校内研修「事例研究」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ピア・サポート等を取り入れ，よりよい人間関係を構築する ・スクールカウンセラーを講師として，生徒とのかかわり方について，研修を行う
11月	<p>○第8回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑧ ○学級状況の調査・検証②（学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙等質問紙等の活用） ○学級活動「学級の諸問題の解決」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的データも活用し，生徒の学級の雰囲気や，自己肯定感等を把握し，生徒指導や学級経営に生かす
12月	<p>○第9回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑨ 《冬のいじめ防止強化月間》 ○後期人権学習週間 ○生徒会が作成したいじめ意識アンケートの実施 ○生徒会が中心となったいじめ防止活動の実施（いじめ意識アンケート，あいさつ運動の実施，相談箱の活用等） ○いじめ防止標語・ポスターの取組 ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒がいじめ意識アンケートの集計を行い，今後の取組に生かす ・生徒が互いの良さを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める ・学校評価の結果を基に，取組全体の見通しや，今後の取組について検討を行い，冬休み以降の計画を修正する
1月	<p>○第10回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑩ ○冬休み明けの教育相談の実施（担任と生徒で二者面談。必要に応じて，スクールカウンセラーを活用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握を行い，いじめの未然防止や早期発見に役立たせる
2月	<p>○第11回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑪ ○いじめ防止子ども会議参加（町教育委員会主催） ○学級活動「進級・卒業に向けて」 ○校内研修「重大事態への緊急対応の在り方について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒のこれまでの取組や，いじめ意識アンケートの結果について情報共有し，来年度の取組に生かせる子ども会議になるようにする
3月	<p>○第12回いじめ対策委員会 ○いじめに関するアンケート調査⑫ ○生徒会によるいじめ防止活動についての振り返り ○学校評価の実施③ ○学校基本方針の見直しと来年度へ向けての検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動が十分に「いじめ防止に有効であったか」等を振り返り，次年度に向けての取組について考えられるようにする ・いじめ防止等の対策のための組織が中心となり，今年度の取組についての検証と，来年度に向けての方針について検討する

II. いじめ防止等のための取組について

I. いじめの未然防止に関すること

- ◎生徒の居場所づくり・絆づくりと自尊感情の育成について
- ◎すべての生徒が、安心して生活できる安全な学校づくりについて
- ◎いじめを絶対に許さない学校風土の醸成について
- ◎いじめ防止等のための体制の整備について

「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

そのために、居場所づくり、絆づくり、学校・家庭・地域等の体制づくりに関する具体的な取組を学校基本方針に明確に示し、よりよい人間関係を築くことができる望ましい集団を育成していく。

(1)居場所づくり

教職員が生徒のために、「安心感」「自己存在感」「満足感」をもたせることができる場所や機会を準備し、いじめが起こりにくい土壌をつくるのが大切である。

①学習指導の充実

★「わかる」「楽しい」授業

- 「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の3つの機能を活かした授業づくりに全教職員で取り組む。
- 一つのことをやりきれる時間を保障し、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- 学習に遅れがちな生徒も活躍できる場を設ける。

【参考：「魅力ある学級づくりのために」 県教委（平成3年）】

【参考：「子どもたちの輝く笑顔のために」 県教委（平23年）】

★「信頼関係」のある授業

- 生徒の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
- 生徒同士で認め合える場を設定する。
- 授業中の正答以外の発言や、自分と異なる意見などについても、そこから学ぶ姿勢や態度を育てる。

【参考：学級経営を見直すチェックリスト】

②環境づくり

★教室環境

- 一人一人の生徒が学級に所属感をもてるような掲示物（学級旗等）を工夫する。
- いじめ防止ポスターや、いじめ防止標語等を学級で作成し、教室内に掲示する。

★学校環境

- ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を掲示し、いじめ防止の気運の醸成を図る。
- 学校行事や生徒会活動等で生徒が活躍した様子を掲示する。

③人権教育の充実

★常時指導の充実

- 人権教育の基盤をなす「常時指導」（常にお互いを大切に作る指導）を授業や給食、清掃、休み時間等、生徒が学校で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。
- 人権教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し・改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導する。

★教職員の人権感覚

- 生徒一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も大切な部分である。
- 人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長するようなことがないように配慮する。

【参考：教職員の人権感覚チェックリスト、「群馬県人権教育充実指針」県教委（平19）】

④道徳教育の充実

★全校体制

- 学校の教育活動全体で生徒の道徳性を育む。

★道徳の時間

- 規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について生徒がじっくりと考えを深められるようにする。
- 授業の中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育てていく。

(2)絆づくり

生徒が主体的に行う活動を通して、他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を高め、人と関わることを喜びと感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない生徒を育成する。

①特別活動の充実 【参考：楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動 文科省（平25）】

★学級活動

- いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
- 話し合いの議題の選定から司会までをすべての生徒に経験させ、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

★生徒会活動

- アンケート結果などを基にして、生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。
- 縦割りの話し合い活動やピア・サポート活動等を取り入れ、よりよい人間関係づくりを構築する。
- ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、自校のいじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決定し、学校全体として統一した取組を進める。
- 小中連携を軸にし、中学校区として統一した取組を行う。

★学校行事

- 異年齢交流活動や校外における自然や文化などに親しむ集団活動を通して、互いを思いやり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く。
- 全ての生徒が活躍できる場面をつくりだし、生徒の自己有用感を高めることで、いじめに向かわない生徒を育成する。

★部活動

- 異年齢集団による自発的、自治的な活動を効果的に展開することを通して、リーダーシップやメンバーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気付かせたりして、異年齢の他者ともよりよい人間関係を築くことができるようにする。

(3)学校・家庭・地域等の体制づくり

学校の指導体制を充実し、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、生徒の健全育成に取り

組む体制づくりを構築する。

①学校体制の充実

★教職員の見守る目

○日頃から生徒の学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に認めたり、言葉に出して具体的な言葉をかけたりする。

○悩みや不安を抱える生徒には、共感的に関わり、自らの力で解決できるような助言や支援に努める。
【参考：いじめ発見のためのチェックリスト（学校用）】

★教職員同士の連携

○生徒の家庭環境や友人関係、生活の様子等の情報を共有し、組織的な指導、支援を行う。

【参考：未然防止のためのチェックリスト（学校用）】

○その日にあった個人や集団のよい取組や努力などを教職員間で情報交換し、積極的に賞賛する。

○養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等と情報を共有する。

②学校を越えた連携

★受け入れ体制の整備

小中、中高、特別支援学校との縦の接続を大切にし、生徒の生活全般や家庭環境、生育歴等の情報交換を行い、スムーズな受け入れができるようにする。

★校種間の連携

校種を超えて、地区の児童生徒が集まったいじめ防止会議や交流活動を行う。

③学校・家庭・地域の連携

★学校の様子を積極的に発信

○学校だよりやホームページを利用し、学校の様子を常に発信しておく。

○保護者だけでなく、地域の自治会、健全育成団体、民生委員児童委員等とも生徒の様子を定期的に情報交換しておく。

○保護者や地域の方がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように保護者や地域の方に挨拶を行うと共に、些細なことでも、生徒の様子で気になることがあった場合、学校に連絡をするように依頼しておく。

★家庭・地域との連携

○保護者や地域の人と生徒と一緒にいじめ問題について話し合う機会を設けるなど、地域の力を使って、いじめを未然に防ぐ「地域の輪」をつくる。

○地域ボランティアやお年寄りとの交流などの「お世話活動」を通して、生徒の自己有用感を高める。

○日々の連携の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結びつくことを理解できるようにする。

★関係機関との連携

○警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図っておく。

○学校と警察のパイプ役として学校をサポートする少年育成センターとの連携も行う。

○教育分野のネットワークだけでなく、福祉分野や保健分野のネットワークも大切にする。

2. いじめの早期発見に関すること

(1) いじめを発見する手だて（いじめの実態把握）

① 教師と児童生徒との日常の交流をとおした発見

生活ノートにおけるかかわりやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、気になる様子に目を配る。

② 複数の教員の目による発見

- 多くの教職員が様々な教育活動を通して生徒にかかわることにより、発見の機会を多くする。
- 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、生徒のトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
- 休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、いじめ等の早期発見に努める。

③ アンケート調査

- 悩み事を含めた「いじめに関するアンケート調査」を学校全体で計画的に取り組む。
※毎月、学年職員及びいじめ防止等の対策のための組織で結果を確認・分析する。
※アンケートは、「記名式」だけでなく、「無記名式」も取り入れ現在起きているいじめに対応できるようにする。
- 学年始めや長期休業明けなど、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施する。 【参考：いじめ発見のためのチェックリスト】

④ 教育相談をとおした把握

- 学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
- 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

⑤ 生徒会が主体となった取組

生徒会活動の中で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

(2) 学級内の人間関係の客観的な把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあるので、担任の思い込みを避けるために、教師の間の情報交換や各種調査による点検を行う。

【参考：「学級の雰囲気と自己肯定感を把握する質問紙」（C&S質問紙）】

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ① いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
- ② 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
(例)
 - ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
 - ・悩み相談箱を設置する（ただし管理を徹底する）。
 - ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法を周知する。
 - ・学校の電話番号やメールアドレスを周知し、様々な方法で相談できることを周知する。
- ③ 関係機関（警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
 - ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。
 - ・相談カード等を所持しているかを確認する。

④匿名による訴えへの対応

・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、相談者の意向に添った対応をする。

(4)保護者や地域からの情報提供

①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

②保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

3. いじめへの対処に関することについて

(1)組織的対応の展開

①いじめ対策委員会の設置

校長・教頭，教務主任，生徒指導主事，教育相談主任，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー等，事案に応じて柔軟に編成する。

②いじめの情報(気になる情報)のキャッチ

③対応方針の決定・役割分担

★情報の整理

○いじめの態様，関係者，被害者，加害者，周囲の生徒の特徴

★対応方針

○緊急度の確認＝「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認

○事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

★役割分担

○被害者からの事情聴取と支援担当

○加害者からの事情聴取と指導担当

○周囲の生徒と全体への指導担当

○保護者への対応担当

○関係機関への対応担当

④事実の究明と支援・指導

★事実の究明＝いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聴き，事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は，被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

○いじめられている生徒や，周囲の生徒からの事情聴取は，人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう，その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか，複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し，報復などが起こらないように細心の注意を払う。

○聴取を終えた後は，当該生徒を自宅まで送り届け，教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではではないこと>

▲ いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。

- ▲ 注意，叱責，説教だけで終わること。
- ▲ 双方の言い分を聞いて，すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの被害者，加害者，周囲の生徒への指導

★被害者（いじめられている生徒）への対応

<p>【基本的な姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いかなる理由があっても，徹底していじめられている生徒の味方になる。 ○生徒の表面的な変化から解決したと判断せず，支援を継続する。
<p>【事実の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担任を中心に，生徒が話しやすい教師が対応する。 ○いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け，共感しながら事実を聞いていく。
<p>【支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ○自己肯定感の喪失を食い止めるよう，生徒のよさや優れているところを認め，励ます。 ○いじめている生徒との今後の付き合い方など，行動の行方を具体的に指導する。 ○学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え，いつでも相談できるように学校や信頼できる 教師の連絡先を教える。 ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
<p>【経過観察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活ノートの交換や面談等を定期的に行い，不安や悩みの解消に努める。 ○自己肯定感を回復できるよう授業，学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

★加害者（いじめている生徒）への対応

<p>【基本的な姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめを行った背景を理解しつつ，行った行為に対しては毅然と指導する。 ○自分はどうすべきだったのか，これからどうしていくのかを内省させる。
<p>【事実の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。 ○話しやすい話題から入りながら，うそやごまかしのない事実確認を行う。
<p>【指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害者の辛さに気付かせ，自分が加害者であることの自覚をもたせる。 ○いじめは決して許されないことをわからせ，責任転嫁等を許さない。 ○いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら，今後の行動の仕方について考えさせる。 ○不平不満，本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
<p>【経過観察等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活ノートや面談などを通して，教師との交流を続けながら成長を確認していく。 ○授業や学級活動等を通して，エネルギーをプラスの行動に向かわせ，よさを認めていく。

★観衆，傍観者への対応

<p>【基本的な指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは，学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ○いじめの問題に，教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2)保護者との連携

①いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童生徒の様子等について情報提供を受ける。
- 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

※保護者が不信をもつ対応

▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば児童生徒を必ず守る旨を伝える。

▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▲電話で簡単に対応する。

②いじている生徒の保護者との連携

- 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったり、うちの子どもはいじめ加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

※保護者が不信をもつ対応

▲これまでの子育てについて批判する。

③保護者との日常的な連携

- 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- いじめや暴力の問題発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(3)関係機関との連携

- ①深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ②日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携を容易にする。

(4)再発防止に向けて

- ①いじめ問題にかかわる事例研究会を定例化し、不慮に備える。
- ②「いじめ対策委員会」を随時開催し、共通理解。
- ③複数の教師で子どもを見るために交換授業や合同授業を推進するなどの指導体制の整備。

Ⅲ. 重大事態への対処について

重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もありうる。

学校は、迅速かつ適切な方法で、生徒や保護者への心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する。

そのうえで、法に基づいた調査と報告が必要となる。

1. 重大事態とは

(1) いじめにより被害生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案

生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害（金銭の強要や器物損壊など）を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

(2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席した事案

相当の期間については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間（6日以上）連続して欠席しているような場合は、迅速に対応する必要がある。

(3) その他のいじめ事案

いじめの被害生徒または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案についても同様に調査を開始する必要がある。

2. 重大事態対応フロー図

ここでは、いじめ防止等のための校内組織が、発見されたいじめに対して、いじめの程度や状況によって組織的適切な対応ができるようフローチャートを示す。

(1)いじめの疑いに関する情報

- ①第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ②いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

(2)重大事態の発生 ※学校設置者に重大事態の発生を報告

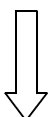
- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(生徒が自殺を企図した場合等)
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ③「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

(3)学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

A. 学校を調査主体とした場合 (学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる)

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間



関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

④調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

B. 学校の設置者が調査主体となる場合

①設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

※ 「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」を活用する。

※ 自殺の疑いがある事態が起きた場合は、文部科学省作成の『子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き』(平成22年3月)を参考に対応する。

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

※設置者は校長を補佐するため、指導主事を集中的に派遣することを検討する。また、学校の要請に基づき、県教育委員会が設置しているスクールカウンセラースーパーバイザー等の活

用を図る。

④調査結果を学校に報告



※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

IV. 取り組みの検証と見直しについて

1. PDCAサイクルの考え方に従い、定期的に「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえて実施した取組が適切に行われたか否かを検証する。
2. もし、期待するような改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の取組内容や取組方法の見直しを行う。
3. こうした手順を繰り返しながら取組を継続していく。

※本校の「取組評価アンケート」(対象：教職員)

教師の言動	1 生徒の言い分に耳を傾けている。	
	2 生徒のよさを見付けようとしている。	
	3 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。	
	4 えこひいきや差別をせずに児童生徒に接している。	
	5 むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。	
	6 個人のプライバシーを守っている。	
	7 一日に1回は会話をするなど、どの生徒ともかかわり合いをもっている。	
	8 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動はしていない。	
授業	1 わかりやすい授業、充実感の持てる活動が行われている。	
	2 どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。	
	3 困ったことを話題にし、本音を出して考え合う雰囲気ができている。	
	4 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。	
	5 リーダーに協力する支援体制ができている。	
	6 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。	
生活場面	1 誤りを認め、許し合えるムードがある。	
	2 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。	
	3 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。	
	4 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。	
連携	1 学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。	
	2 日頃から、職員室に生徒や学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。	
	3 学年だよりや学級だよりを通して、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。	
	4 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合っている。	
	5 いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。	

